

# 北海道師範塾 塾頭通信

## 「教師の道」

第441号 平成24年11月22日

### 先憂後楽

私が役人になりたての頃、先輩から「先憂後楽」という言葉を教えられました。その意味するところは、常に国民より先に国のことを心配し、国民が楽しんだ後に自分が楽しむという事で、「読んで字の如し」ではありますが、役人の心得とすべきであるといわれた事は今でも忘れられません。

私が公務員を目指した昭和40年代というのは、給与は民間の方が高い状況でしたから、聞く方も素直にその言葉を聞いたのかもしれませんが。

かつて、私が総理府（現内閣府）で仕事をしていた時、当時、東大出身の参事官が私に、「自分が建設省に入省を決めた時、何故民間ではなくそんな給料の安いところに行くのかと聞かれた事がある。しかし私は、国を動かす仕事がしたいと思い、給料の安い事など気にならなかった。」という話をしてくれました。役人が国を動かす仕事をする」というのは、今では何かと評判の悪い「官主導」という事に繋がるのですが、少なくとも、給料よりも国の事を考えるという気概は凄いなと感じたものです。

さて先般、政府は、平成24年度の人事院勧告を実施するための給与法の改正を見送りました。

この勧告の内容は、55歳以上の職員について標準の勤務成績では昇給を認めず、成績良好でも昇給幅を半分程度に抑えるというもので、実施されれば退職金の算定にも影響し、年間で約6億円の予算削減効果があるといわれていました。

今回、政府が勧告実施を見送った背景には、東日本大震災への対応のため平成24年4月から2年間の時限措置として国家公務員の給与が平均7.8%減額されている事に配慮したといわれていますが、この他に、真偽の程は分かりませんが、政府は民主党最大の支持団体である連合や自治労に配慮したのではないかとの見方もあります。

いずれにせよ、人事院勧告の実施見送りについてはこれまでも様々な議論があり、昨年の0.23%の給与引き下げを求めた人事院勧告を今年の2月まで実施されなかった事に対して、当時の江利川人事院総裁は「憲法上の疑義が生じる」と政府を批判しています。

人事院勧告制度が公務員に対する労働基本権制約の代償である以上、人事院勧告

の実施を、特別の理由がないにもかかわらず恣意的に見送ったり変更したりする事が適当でない事はいふ迄もありません。

人事院が、民間の給与制度と対比した中で、55歳以上の職員の給与の抑制を勧告した事は、給与制度の構造に関わる問題でもありますので、仮に、独自に給与削減を講じているとしても、その勧告の実施を見送って良いという事にはならないと思います。

私が役人になりたての頃は、国・地方を通じて財政が非常に厳しい時で、給与引き上げを内容とする人事院勧告の値切りは当たり前の状況が長く続いていました。当時の私は、国の財政が厳しい以上、給与引き上げの勧告が実施されないのは仕方がないと感じていました。

そのように我慢する事については、議論の分かれるところだと思っています。ただ、あえて申し上げれば、世間にはボーナスカットや給与カットの話は珍しくなく、職を求める人はハローワークに溢れんばかりという状況の中で、身分が保証され、給与も安定して支給されているという安心感は、お金には返られない程に貴重なものだという事を忘れるべきではないでしょう。

今は公務員に対する締め付けが厳しく、何かというと公務員バッシングが起き、様々な形でプレッシャーが強くなっています。

特に道庁では、この10数年にわたって独自の給与削減措置が続いており、現役の皆さんの気持ちを考えると、それは限界にあるように感じていますし、とても「先憂後楽」など考える余裕はないかも知れません。そんな中、退職した身で申し上げるのは憚られますが、せめて「先憂」だけは忘れないで欲しいと願っています。

(塾頭：吉田 洋一)